令和８年度北名古屋市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について
（定置用リチウムイオン蓄電システム説明書）

○補助対象

愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金として指定された未使用のものであり、かつ、住宅用太陽光発電施設に接続された設備

※一体的導入との重複申請はできません。

○補助対象者

自ら居住する住宅（店舗等併用住宅を含む。）に対象システムを設置する方で市税の滞納がない方

○補助金額

上限４０，０００円

※補助対象経費が補助金額を下回る場合は、補助対象経費の１００円未満を切り捨てた額とします。

○手続の方法

１　申請方法

設置工事着工予定日の１５日前までに補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、環境課に提出してください。※郵送、ファックス、電子メールによる申請不可。

⑴　補助金交付申請書（蓄電システム用）（様式第１その３）

⑵　経費内訳書（様式第２その３）

⑶　工事請負契約書の写し（収入印紙の添付があるもの）

対象設備一体型住宅を新築する場合は、対象設備が明記されている部分を含めた工事全体の内訳が分かる箇所の写しについても併せて提出してください。

⑷　設置場所の案内図

⑸　工事着工前の現況写真（概ね１か月前に撮影された写真）

・住宅の全景

・既設の住宅用太陽光発電システムがある場合は、設備の確認ができる写真

・蓄電池設置予定の箇所

新築の申請で、未着工もしくは工事の途中等の理由により、設備設置予定の箇所が撮影できない場合は、建築予定地の全景写真もしくは工事途中の住宅の全景写真のみ提出してください。

⑹　市税の滞納がないことを証明する書類（発行から３か月以内のもの。ただし、申請者が納付状況について調査することを承諾した場合は不要です。）

⑺　その他市長が必要と認める書類

製品仕様書等補助対象であることが確認できる書類

＜交付申請書等を審査し、交付決定通知書または不交付決定通知書により通知します。＞

２　計画変更等

交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や蓄電システムの設置を中止する場合は、速やかに計画変更（中止）承認申請書（様式第５）を市役所環境課まで提出してください。

例：設置場所の変更、型式の変更（後継機の設置による等）、総工事費や補助対象経費の変更など

※申請内容によって、添付書類が必要な場合がありますので、市役所環境課までご相談ください。

○設置後の手続

１　実績報告

完了日から３０日以内までに次の書類を市役所環境課まで提出してください。

※通常、完了日は、保証書に記載された保証開始日または支払い完了日のどちらか遅い日になります。（設置工事が完了した日ではありませんのでご注意ください。）

※この補助事業は、愛知県との協調補助事業として行っております。このため、令和９年３月３１日までに、補助事業者（北名古屋市）から補助対象事業者（設備を設置する者）への支払まで完了している必要があるため、書類の最終提出期限を**令和９年３月１２日（金）**までとさせていただきます。

⑴　実績報告書（蓄電システム用）（様式第７その３）

⑵　対象設備の設置工事費に係る領収書の写し

⑶　領収金額内訳書（様式第８その３）

⑷　設備の保証書の写し
　保証期間開始日が分かるもの

⑸　対象設備設置後の現況を示す写真
　設置状況、設備本体及び設備本体に貼付されている型式が確認できるもの

⑹　住宅用太陽光発電施設に接続されたことが確認できるもの
　例：モニターの写真やスマートフォンアプリで通電されたことが分かるスクリーンショット等

⑺　住民票の写し（交付決定者のもの）
　コピー不可、３か月以内のもの。
　ただし、住民票の閲覧についての承諾がある場合は、不要です。

⑻　その他市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）
　完了日から３０日以内に提出不可な場合は、「遅延理由書」を任意様式で提出してください。※実績報告書等が定められた期限内に提出されなかった場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、同一年度内において再び申請を受け付けることはできません。
　※転居や転入を伴う場合には、必ず住民票を移してから実績報告書等を提出してください。

＜実績報告書等の内容の審査後、交付確定通知書により通知します。＞

２　補助金の請求

補助金請求書（様式第１０）及び振込先がわかるものの写し（通帳等）を提出してください。

振込先は、交付決定者の口座に限ります。

※日付欄は、空欄にしてください。

○その他

提出する全ての書類で、消せるボールペンは使用しないでください。

（問合せ・書類提出先）
〒４８１－８５３１北名古屋市西之保清水田１５番地
北名古屋市生活安全部環境課（市役所西庁舎２階）
電話　０５６８－２２－１１１１
Ｅ－ｍａｉｌkankyo@city.kitanagoya.lg.jp